

第22回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年4月8日(金)

午前8時58分～午前9時48分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第22回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年4月8日(金) 午前8時58分～午前9時48分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(13名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一(欠席)
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春(欠席)
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 4月の農業相談委員

6番	吉田	茂三	委員
8番	白石	元弘	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農用地利用集積計画の承認について

(中間管理事業)

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 令和3年度第4四半期委員報酬について
② 農業委員会通信について
③ 駅南土地区画整理事業について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖
事務局職員	大村 亮介

※冒頭、職員人事異動報告及びあいさつ

開 会 8 時 5 8 分

議長

皆さんおはようございます。

本日の出席委員は、農業委員8名中7名、推進委員7名中6名の出席です。池田委員と原田委員から欠席の連絡が来ています。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第22回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長

それでは次第の2、本日の農業相談員は6番吉田茂三委員、8番白石元弘委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長

次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、事務局より現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が老良にお住まいの●●●●氏、譲渡人が老良にお住まいの●●●●氏で申請地は3ページに字図をつけておりますが、大字老良字碓485番40、地目は畑、面積が484㎡です。農地区域は農業振興地域内非農用地となっております。規模拡大のため農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われます。
現地調査を伴う案件は以上です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 0 0 分

— 現地調査後 —

再 開 9 時 3 0 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
この案件については●●●●●が当事者となります。
●●●●●は退室をお願いします。

～ ●●●●●退出 ～

議長 地区担当は●●●●●ですので、事務局から報告をお願いします。
す。

事務局 はい、●●●●●ですが、すでに周辺で耕作も行っており、人・
農地プランにおきましても規模拡大をしていくということで、
そういった面でも合致しておりますので、全く問題は無いもの
と考えております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成5名で付議案件①は承認されました。

～ ●●●●●入室 ～

議長 それでは付議案件②について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の4ページをお開きください。
付議案件②農用地利用集積計画の承認についてでございます。
中間管理事業の利用権設定分で、今回は267筆 31,29
7㎡の承認を求めます。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。
本件について発言のある委員は挙手願ひます。

委員 よろしいでしょうか。4ページで登記が宅地や雑種地になっ
ているものがありますが、農地利用なのでおかしいのではないで
すか。

事務局 若松東の●●●●さんの宅地と雑種地ですが、登記自体はご覧のとおり宅地と雑種地として、農地台帳上の現況は田んぼもしくは畑で登録がありまして、農地として活用するということであればやはり中間管理の手続きが必要ということです。貸し借りも農地台帳に載っていればできるということです。

委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件②は承認されました。

議長 それでは報告案件①について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書21ページをご覧ください。
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、1筆 549㎡が出てきております。
以上です。

議長 ありがとうございます。それでは報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①令和3年度第4四半期委員報酬について説明。

その他の案件②農業委員会通信について説明。

その他の案件③駅南土地区画整理事業について説明。

新年度からの活動記録簿の記載について説明。

議長 これはいつからですか。

事務局 今月分からです。

議長 今月分からということですので新しい方に変えて記入してください。それから農地のパトロールですが、前も事務局から言われていましたが、自分の農地を見たい際でも、農地パトロールとして記入してください。細かいことでもなんでも結構です、項目がたくさんありますので、日常の自分の農地のことでもどんどん記入してください。

— 活動記録簿の記載方法について質疑応答 —

議長 ほかにありませんか。

— 交付対象水田について質疑応答 —

議長 情報が入ればその都度お知らせしていきます。
ほかにありませんか。

【ありません。】の声

議長 ご意見等無いようでございますので、以上をもって第22回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 9 時 4 8 分